

香芝市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月22日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市規則第36号

#### 香芝市庁舎管理規則の一部を改正する規則

香芝市庁舎管理規則（平成3年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市の」を「香芝市（以下「市」という。）の」に、「設備」を「及び設備」に改める。

第4条第1項中「事務室」を「事務室」に、「これ」を「これら」に改め、同条第2項中「同項」を「同項各号」に改める。

第6条第1項中「次表」を「次の表」に改め、同項の表中「市長」を「市長」に改める。

第7条第1項中「勤務時間外入退出記録簿（第1号様式）に」の次に「必要な事項を」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第8条の見出し中「駐車場」を「駐車場所」に改め、同条第1項ただし書中「申し出」を「申出」に、「この限りでない」を「この限りでない」に改める。

第10条ただし書中「内容」を「及び内容」に改める。

第11条中「次の各号」を「別に定めがある場合のほか、次」に改め、同条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 撮影、録音、録画又は放送その他これらに類する行為（市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び職員が職務上行うものを除く。）

第12条第1項中「提出し許可」を「提出し、許可」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「許可に」を「許可に」に改める。

第13条中「前条第2項の」の次に「規定による」を加え、「に対し、許可」を「があるときは、その許可」に改める。

第15条中「庁舎から」を「庁舎からの」に改め、同条第4号中「若しくはねり歩く」を「又は練り歩く」に改め、同条第5号中「座り込み」を「座込みに改め、同条第6号中「寄付」を「寄附」に、「押し売り」を「押し売りに改め、同条第15号中「若しくは」を削り、「又はしよう」を「若しくはしよう」に改める。

第19条第2項第2号中「並びに」を「及び」に、「及び職員」を「並びに職員」に改め、同項第4号中「関すること。」を「関する業務」に改め、同条

第4項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第22条中「出入口」を「、出入口」に改める。

別表中「市長室、副市長室、第1応接室、第2応接室」を「市長室 副市長室 第1応接室 第2応接室」に改める。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。



第2号様式（第9条関係）

会議室等連続使用願

年 月 日

管財課長

課室長名

会議室を連続して使用したいので、次のとおり申請します。

使用場所	
使用目的	
使用期間	
使用者	
備考	

第3号様式（第12条関係）

庁舎使用許可申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

庁舎を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使用人数、数量等	

第4号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



庁舎使用許可書

年 月 日付けで申請のあった庁舎の使用について、次のとおり許可します。

許可する行為	
使用期間	
使用場所	
許可する条件	

備考

- 1 香芝市庁舎管理規則を遵守してください。
- 2 関係職員の指示に従ってください。
- 3 この許可書は、常に携帯し、関係職員から請求があったときは提示してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。